

報告第 17 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の
一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 7 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の保育所等整備交付金交付要綱の一部改正に伴い改正
したため報告する。

小城市告示第 22 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成 28 年小城市告示第 120 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「保育所等整備交付金交付要綱(平成 30 年 5 月 8 日付け厚生労働省発子 0508 第 1 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」を「保育所等整備交付金交付要綱(令和元年 6 月 6 日付け厚生労働省発子 0606 第 2 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」に改める。

様式第 1 号中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成28年小城市告示第120号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱 平成28年9月11日 告示第120号 （定義） 第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)第4に掲げる施設をいう。 様式第1号（第6条関係） 小城市長 様 申請者住所 氏名 ㊟ 年度小城市保育所等施設整備事業費補助金 （ ）交付申請書	○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱 平成 年 月 日 告示第 号 （定義） 第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、保育所等整備交付金交付要綱(令和元年6月6日付け厚生労働省発子0606第2号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)第4に掲げる施設をいう。 様式第1号（第6条関係） 番 年 月 日 号 小城市長 様 申請者住所 氏名 ㊟ 年度小城市保育所等施設整備事業費補助金 （ ）交付申請書

年度において、下記のとおり小城市保育所等施設整備事業費補助金（ ）を実施したいので、小城市補助金等交付規則及び小城市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。		年度において、下記のとおり小城市保育所等施設整備事業費補助金（ ）を実施したいので、小城市補助金等交付規則及び小城市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。	
記		記	
1	申請額	金	円
2	事業の目的		
3	小城市保育所等施設整備事業費補助金所要額調書（別紙１）		
4	事業の効果		
5	事業完了予定年月日	年	月 日
6	収支予算（別紙２）		
7	その他（市長が別に定める書類）		